

議院法制局法の一部を改正する法律案 概要

1 改正の趣旨

厳しい日程下での迅速な立案、複数案件の同時進行が求められる昨今の状況や、令和3年常会の閣法等の法案ミスをめぐる問題に鑑み、

- ①短期日かつ複数会派からの錯綜する依頼により一層適切に対応するとともに、
 - ②依頼の趣旨に沿ったミスのない法律案・修正案の立案に資するため、
- 衆議院法制局に法制執務的な観点からの審査等に特化した(=法制度の設計及び起案を担当しない)「**法案審査部**」を置くもの。

2 改正の概要

○議院法制局法

第9条 衆議院法制局に置かれる部は、第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法制企画調整部とする。

② [略]

及び法案審査部

①条文チェックに特化した専門組織

…立案担当部課とは別に、第三者的に審査(=ダブルチェック)

②政治セクターへの報告・連絡窓口

…法案ミスについて通報を受理し、議員サイド等に報告